

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・該当事項なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの・・・該当事項なし

イ. 市場価格のないもの・・・該当事項なし

③出資金

ア. 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年

工作物 5年～75年

物品 2年～30年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品及び美術品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更
該当事項なし

(2) 表示方法の変更
該当事項なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当事項なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃
該当事項なし

(2) 組織・機構の大幅な変更
該当事項なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当事項なし

(4) 重大な災害等の発生
該当事項なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
株式会社あつまるタウン田原	-	607,500円	607,500円	607,500円
計	-	607,500円	607,500円	607,500円

(2) 係争中の訴訟等
該当事項なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-%
連結実質赤字比率	-%
実質公債費比率	2.3%
将来負担比率	-%

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,502,199 千円

⑥ 過年度修正等に関する事項 該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	18,971,782 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,071,604 千円
将来負担額	37,318,649 千円
充当可能基金額	12,457,016 千円
特定財源見込額	3,665,461 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	23,570,038 千円

② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 372,616 千円

③ 建物の1,515,139千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△2,546,212 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	37,298,820千円	36,162,632千円
繰越金に伴う差額	1,276,961千円	-
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	56,000千円
資金収支計算書	36,021,859千円	36,218,632千円

- ・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。
- ・実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額については、支出として資金収支計算書上に計上しているため、相違します。
- ・会計間の取引の相殺を行っているため、相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	△ 59,798 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,594,360 千円
未収債権額の増加（減少）	20,072 千円
その他流動負債の増加（減少）	0 千円
減価償却費	△ 5,771,056 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△ 60,623 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	22,801 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△ 2,192 千円
資産除売却益（損）	△ 55,134 千円
費用科目振替分	△ 13,084 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 4,324,654 千円

④ 一時借入金

一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	100,000 千円
一時借入金に係る利子額	- 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資金及び負債の額	110,312 千円
--------------------------------	------------